

平成 25 年 4 月 1 日、以下の条例が施行されました

静岡市理容師法等施行条例

静岡市美容師法等施行条例

静岡市クリーニング所の営業者が講ずべき措置を定める条例

静岡市旅館業法等施行条例

静岡市興行場法施行条例

静岡市公衆浴場法施行条例

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）の施行に伴い、これまで県条例で定められている理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場及び公衆浴場の衛生措置の基準等について、政令指定都市がそれぞれの条例で定めることとなり、本市では平成 25 年 4 月 1 日より条例が施行されました。

ここでは、新しく施行された条例の概要について、これまでとの違いを中心にご紹介します。

興行場

(1) 照度について

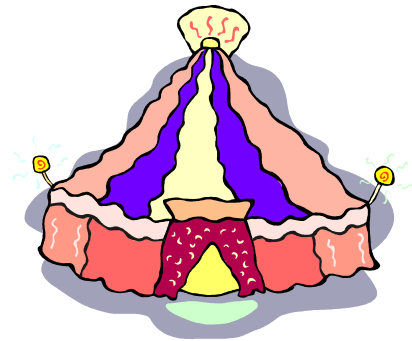
〔これまで〕

- ・ 床面から 80cm の高さのすべてのところが 30 ルクス以上
- ・ 観覧室にあっては、映写中又は演技中における客席の床面が 0.2 ルクス以上

〔平成 25 年 4 月 1 日以降〕

☆ 観覧場、ロビー、休憩室、廊下、階段及び便所にあっては、床面において 150 ルクス以上

- ・ 映写中又は上演中の客席にあっては、床面において 0.2 ルクス以上



(2) 喫煙について

〔これまで〕

- ・ 適当な数の喫煙所が設けられていること
- ・ 入場者に喫煙所以外の場所において喫煙させないこと

〔平成 25 年 4 月 1 日以降〕

☆ 喫煙所は次に定めることにより設けること。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合にあつては、喫煙所を設けることを要しない。

ア 観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示すること

イ 喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること

ウ 専用の換気設備を設けること

喫煙所を設けない施設の増加に
対応した基準になりました

